

平成 27 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 アトムリビンテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 良一  
( J A S D A Q ・ コード 3 4 2 6 )  
問合せ先 取締役管理部長 金子 豊  
( T E L . 0 3 - 3 8 7 6 - 0 6 0 7 )

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 9 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

#### 記

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 行動規範となる「企業行動規範」を定めており、取締役及び使用人に対して法令等を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを求めるものとしております。
  - ・ 監査役、内部監査部門及び監査法人との連携により、経営監視機能の強化を図るとともに、顧問弁護士と顧問契約を締結し必要に応じて客観的な経営に関する助言を戴く等健全な経営とコンプライアンスの徹底に努めております。
  - ・ コンプライアンス経営の強化を図る目的で、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見を「公益通報に関する規程」に定め、相談・通報窓口となる公益通報調査委員会を設けて一層の自浄体制の強化を図るとともに、公益通報者に対する保護も図っております。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」その他の社内規程を整備し、文書等の適切な保存及び管理を実施しております。また、監査役からの求めがあるときには、これらを直ちに提供できる体制を整備しております。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 業務上の経常的なリスクについては、「業務分掌規程」にて定めた各部門の役割に基づき、それぞれの担当部門が中心となり、各種マニュアル等に従い、これに対処するとともに、リスク発生防止策の推進に努めております。
  - ・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行に努めております。
- ・意思決定の迅速化と経営責任の明確化の実現に向けて、執行役員制度を導入し、機動的な経営の遂行に努めており、また既存の執行機関である経営会議と併せて、経営の効率化と活性化に向けた施策を講じております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社管理の担当部門は、子会社からの報告に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行うこととしております。
- ・子会社の取締役等は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行うこととしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

- ・監査役は、その職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役の指示の実行性確保に努めております。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な審議・決議の場に参加し、取締役及び使用人から報告を受けることとなっております。
- ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役は、その職務執行のため必要な費用又は債務を会社に対して請求することができることとしております。

(10) その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、主要な稟議書その他業務執行等に係る重要な書類（電磁的記録を含む）を閲覧し、必要があると認めるときは、取締役又は使用人に対し説明を求めることができることとしております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、運用しております。